

主 文  
本件控訴を棄却する。  
控訴費用は控訴人の負担とする。  
事 実

控訴代理人は「原判決を取消す、被控訴人の請求を棄却する、訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする」との判決を求め、被控訴人は控訴棄却の判決を求め、なお当審において請求金額中「内金五万円に対する昭和二十六年七月四日から昭和二十七年七月三日まで年一割、同年七月四日から完済まで日歩五銭の割合による金員」とあるを「内金五万円に対する昭和二十六年十二月九日から昭和二十七年十二月八日まで年一割、同年十二月九日から完済まで日歩五銭の割合による金員」に減縮した。

当事者双方の事実上の主張は、双方代理人において左記のとおり陳述した外は、原判決事実摘示の記載と同一であるから、ここにこれを引用する。

#### 一、被控訴代理人の陳述

(一) 被控訴組合は昭和三十五年七月十九日その名称を「道下信用農業協同組合」と変更した。(二) 原判決書二枚目裏八行目(4)の貸付金額五〇、〇〇〇円につき「貸付年月日昭和二六、七、三弁済期昭和二七、七、三」とあるを「貸付年月日昭和二六、一二、八弁済期昭和二七、一二、八」と訂正する。

(三) 控訴人の後記(一)の主張事実を否認する。同(二)の主張(時効の抗弁)について、農業協同組合は控訴人のいうとおり中性的法人であつて、公益法人でも営利法人でもない。この組合の非営利性については農業協同組合法第八条に明定しているところであつて、この規定は農業協同組合の本質を規定した強行法規たる性質を有すると同時に組合の行為の効力に関する効力規定と解されている。従つて単に利率又は遅延損害金の率が銀行若しくは相互銀行のそれと同一であるとの一点を捉らえて営利性の論拠とすることは当を得ない。

農業協同組合の特質はその組合員に事業を利用させることによつて最大の奉仕をするという点にある。換言すれば農業協同組合は経済事業を行うことを主たる任務とするとは農業協同組合法第一〇条第一項に定めていながら、この点から見ればその行為は形式的には商法第五〇一条又は第五〇二条に該当するように見えるが組合の事業が行われる範囲は原則として組合員に限られ一般第三者との自由な取引が許されないばかりでなく、その事業の目的は組合員に利益を得させるためであつて、組合自体が利益を得たり又は利益を得てこれを組合員に分配することを目的とはしていない。たとへ組合自体が利益を追及しているように見えている行為であつても実は組合員に利益を得させるための行為の形式面に過ぎないのであるから、単にこの形式面を捉えて営業であるとして商事消滅時効の適用を主張するのは当らぬ。なお旧産業組合法第五条には商人に関する規定を準用する旨の規定があつたが農業協同組合法にはそのような規定がないから商事消滅時効を適用する余地はない。

#### 二、控訴代理人の陳述

(一) 甲第一ないし第八号証の借用証書はいずれも当時被控訴組合の参事であつた訴外Aが偽造したものである。そして同訴外人は控訴人若しくは控訴人の親族名義で右借用証書記載の金円を騙取又は着服横領したのである。

(二) 仮に控訴人が被控訴組合よりその主張の本件金円を借入れたとしても、本件貸金債権は次の理由により商事債権と解すべきであるから、いずれも五年の期間経過によつて時効により消滅した。すなわち被控訴組合は農業協同組合法に基いて設立された組合であつて、いわゆる中性的法人でありその与信事務及び受信事務は原則として組合員に対してなされるものであるが、甲第一ないし第八号証の記載によつて明らかのように利息の割合が日歩二銭八厘又は三銭であり、また損害金の割合も日歩五銭であつて、銀行法上の銀行、相互銀行法上の相互銀行等の金融機関の貸付金の利息及び損害金の割合と同額である。従つてこの点より見ると少くとも貸付業務においては利益を得る目的をもつて貸付が反覆してなされているもの、すなわち営業としてなされているものと解すべきであるから、商法第五〇二条第八号所定の銀行取引に該当する。それ故被控訴組合につき本件貸付行為は商行為となるから本件債権は商行為によつて生じた債権というべきである。

なお農業協同組合がいわゆる中性的法人であることから同組合のすべての行為につき商法の適用が排除されると解するのは正当ではない、被控訴組合の貸付業務が他の銀行等の金融機関の貸付業務と主要な点で全く同一であること、従つて取引関

係を迅速に解決するという要請が当然になされてよいこと及びかの債権者取消権に  
おいていわゆる相対的効力が（法の目的によつて）認められること等を勘考すれば  
前記のように本件貸金債権は五年の商事消滅時効にかかると解するのが正当で  
ある。証拠関係については、被控訴代理人において新たに甲第一七号証、第一八  
号証の二ないし四、第一九、第二〇号証の各一、二、第二一号証を提出し、当審証  
人Aの証言を援用し、後記乙各証の成立は認めると述べ、控訴代理人において新  
たに乙第三ないし第九号証、第一〇号証の一、二、第一一号証の二ないし六、第一  
二号証を提出し、当審証人A、同Bの各証言を援用し、甲第一七号証の成立は認め  
るその余の右甲各証の成立は不知と述べた外は、原判決事実摘示のとおりである  
からこれを引用する。

#### 理由

被控訴組合が昭和三十五年七月十九日その名称を「道下信用農業協同組合」と変  
更したことは本件記録編綴の登記簿抄本の記載によつて明らかである。而して成立  
に争のない甲第一三号証の控訴人Cの印影と甲第一、第四号証の各控訴人Cの印  
影、成立に争のない甲第一一号証の一、二の各控訴人Cの印影と甲第二号証のD C  
の印影がそれぞれ同一であることを控訴人が認めていること、原審における鑑定人  
Eの鑑定の結果によれば成立に争のない甲第一〇号証の一、二の各控訴人Cの印影  
と甲第三号証のF C、同第五号証のG Cの各印影並びに甲第六ないし第八号証の各  
控訴人Cの印影及び甲第四号証の連帯保証人D Cの印影がいずれも同一であること  
が認められること、控訴人とD、同F、同Gとが被控訴人主張のような親族関係に  
あること（このことは当事者間に争がない）、以上の事実に原審証人H、原審並び  
に当審証人Aの各証言を総合すれば、甲第一ないし第三号証、同第六ないし第八号  
証の各借用証書はいずれも当時被控訴組合の参事であつた訴外Aが、また同第四、  
第五号証の各借用証書は同じく被控訴組合の事務員であつた訴外Hがそれぞれ控訴  
人の依頼により被控訴組合備付のガリ版又は活版刷の用紙を使つて作成したもの  
であつて、控訴人若しくは前記D、同F、同G Cの印影はいずれも控訴人自から又は  
右A、Hが控訴人の見ている前で押印したものであることが認められる。そして右  
甲第一ないし第八号証の各記載と原審証人H同Aの各証言によつて真正に成立した  
と認められる甲第九号証の二ないし八原審証人Bの証言（第二回）によつて真正に  
成立したと認められる甲第一四、第一五号証、当審証人Aの証言によつて真正に成  
立したと認められる甲第一八号証の二ないし四同第一九、第二〇号証の各一、二、  
同第二一号証の各記載に原審証人H、原審並びに当審証人B（原審は第一、二回）  
同Aの各証言を総合すると、被控訴組合は別紙目録記載のとおり控訴人に対し、控  
訴人若しくはその親族の借入名義で昭和二十五年十二月三十一日から昭和二十七年  
十二月四日までの間に八回に亘り合計金五十八万円を同目録記載のとおり  
の弁済期、利息損害金の約定で貸付けたところ、控訴人は同目録（5）及び（6）記載の  
貸金について元本の内金として合計金八万四千円及び同（2）記載の貸金について  
昭和二十六年三月十三日までの利息を支払つたのみでその余の弁済をしないことを  
認めることができる。

原審における控訴本人尋問の結果中右認定に反する部分は措信しない。なお控訴  
人は甲第一ないし第八号証の借用証書はいずれも前記訴外Aが偽造したもので、同  
訴外人が控訴人若しくは控訴人の親族名義で前記金円を騙取又は着服横領したもの  
であると主張するが、当裁判所の措信しない右控訴本人の供述を除いては、他に前  
示認定を覆し控訴人の右主張を認めるに足る証拠はない。

次に控訴人は、仮に控訴人が被控訴組合よりその主張の本件金円を借入れたとし  
ても、本件貸金債権は商事債権であるからいずれも五年の期間経過によつて時効に  
より消滅した旨主張するのでこの点につき考えて見る。

〈要旨〉被控訴組合は農業協同組合法に基いて設立された組合であつて、控訴人が  
その組合員であることは弁論の全趣旨に徴し当事者間に争がない。而して農  
業協同組合法に基いて設立された農業協同組合（以下単に組合という）は組合員の  
協同により農業生産力の増進と組合員たる農民の経済的社会的地位の向上を図り、  
併せて国民経済の発展を期することを目的とする法人であつて、営利を目的とする  
ものでないことは農業協同組合法第一、第五、第八條の各規定に徴し明らかであ  
る。すなわち組合はその事業そのものによつて構成員たる組合員の事業又は家計の  
助成を図ることを目的とし、組合自体が金銭的利益を得てこれを組合員に分配する  
ことを目的とするものではない。それであるが故に組合は国家の後見を受け（同法  
第四四條第二項、第五九條）、特にその事業の運営に関し嚴重な行政監督の方式が  
採用され（同法第九三條以下）、またその行い得る事業は同法第一〇條の規定する

